

あべこべの国——スウェーデンと日本 「格差社会」

環境問題スペシャリスト 小澤 徳太郎

経済のグローバル化の進展にもなつて、国際機関から様々な分野で国際ランキングが公表されるようになってきました。二〇〇〇年以降に公表された国際ランキングを概観しますと、一般にスカンジナビア三国（ノルウェー、スウェーデンおよびフィンランド）をはじめとする北欧諸国の上位進出が目立ち、二〇世紀の経済大国（具体的には日本などのG8の国々）がランキングの順位を落とす現象が見られるようになってきました。これは、現在が二〇世紀型の「経済規模の拡大」から二一世紀の「経済規模の適正化」への転換期で、その模索のために「判断基準」が変わってきたからです。

二〇世紀の「福祉国家」から二一世紀の「緑の福祉国家」へ
二〇世紀の「福祉国家」（人を

大切に作る社会）で強調された「自由」「平等」「機会均等」「平和」「安心感」「連帯感・協同」「公正」など八つの主導価値は、二一世紀の「緑の福祉国家」（人と環境を大切に作る社会）においても引き継がれるべき重要な価値観です。スウェーデンが考える二一世紀の「緑の福祉国家」（エコロジカルに持続可能な社会）には、社会的側面、経済的側面、環境的側面があります。スウェーデンは高度の福祉国家を実現したことによつて、これら三つの側面のうち、「社会的側面」と「経済的側面」はすでに満たしているといつてよいでしょう。しかし、今後時代の変化に合わせて、「社会的側面」と「経済的側面」のさらなる制度変革が必要になることはいままでもありません。環境的側面とは「エコロジカル

に持続可能かどうか」ということです。この点は、世界の最先端を行く環境政策を持つスウェーデンもまだ十分ではありません。二〇世紀後半に表面化した地球温暖化に代表される環境問題が、「福祉国家の持続性」を阻むからです。

一九九六年九月一七日、当時のペーション首相は施政方針演説で、「スウェーデンはエコロジカルに持続可能性を持った国をつくる推進力となり、そのモデルとなる。エネルギー、水、各種原材料といった天然資源の、より効率的な利用なくしては、今後の社会の繁栄はあり得ないものである」と述べました。これは二〇世紀型の大量生産・大量消費・大量廃棄の産業・経済システムを支えられた、現在の「福祉国家」を二五年かけて「緑の福祉国家」に転換する決意を述べたものです。

翌年一月の記者会見で同首相は、「各世代が希望に満ちた大プロジェクトを持つべきだ。それぞれの世代にビジョンが必要だ。私たちの前の世代のビジョンは、貧しかったスウェーデンを「福祉国

家」にすることだった。いまの私たちのビジョンは、スウェーデンを「緑の福祉国家」に変えることだ」と述べました。ここに明快な政治のビジョンが見えてきます。そこで、二一世紀前半のビジョンである「緑の福祉国家の実現」には、環境的側面にいつその政治的力点が置かれることになるのです。

安心と安全の国づくり

スウェーデンは米国と同じように、日本に比べると個人の自立性が高く、自己選択、自己決定、自己責任の意識が強い国です。二〇世紀のスウェーデンは国や自治体のような公的な力や労働組合のような組織の力を通して、個人では解決できない様々な社会問題を解決してきました。二一世紀前半社会では自立した個人による協力社会をめざしています。

① 公的年金制度の変革・現役世代に優先権

スウェーデンでは九〇年代に、二一世紀前半社会を意識して様々な「社会的側面」の変革が行われました。その一つに、OECDや

他の先進工業国が注目する九九年施行の「新公的年金制度」があります。図1に新旧の公的年金制度の概念図を示します。旧公的年金制度は経済の高度成長期のまっただなかの一九六〇年に成立・施行され、スウェーデンの高齢者に大きな安心感を与えてきました。ところが、二一世紀前半社会を特徴づける経済の低成長や少子・高齢化に財政的な対応がむずかしく、制度の持続が危ぶまれ、国民が年金の将来に不安を抱くようになりました。旧公的年金制度を設計した一九六〇年当時の「社会・経済的な前提と見通し」が、大きく変わってきたからです。

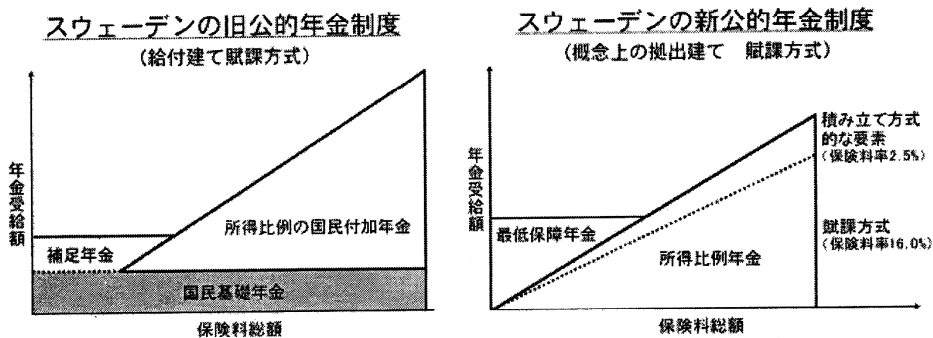
「国民生活の基本的な制度である公的年金制度の設計には与野党の対決を持ち込むべきではない」という現実的な考えから与野党が協力し、二〇世紀の最後の二〇年に十分時間をかけてまとめた新公的年金制度の特徴は、旧制度の「給付建て」から「拠出建て」へ全面的に切り替え、年金財源の安定化を図るために、経済・社会の変化に柔軟に対応できる「自動財政調整方式」を導入したことです。

この方式の導入によって、将来年金財政が悪化し、年金の賃金スライド率を下げ給付額を減らすなどの変更が必要になったときには、国会の議決がなくても給付水準の引き下げが自動的に行なえるようになりました。一八・五％に固定された保険料率は将来、経済・社会的状況が変わっても引き上げないことになっていますので、万一、そのような困った事態が発生した場合には年金受給世代が受け取る給付額が減ることになります。

年金の財源は、低所得者以外はすべて、現役世代が支払う「労使折半の保険料」です。低所得者に対しては、税金を財源とする「最低保障年金」制度を設けました。最低保障年金の支給額は、生活保障の基準となる所得の七五％程度となっています。国庫負担（税金）は、低所得者向けの最低保障年金の給付、出産・育児休暇時の保険料相当額および兵役期間中の保険料相当額の三種類のみです。

新公的年金制度は、年金受給世代に優先権を与えていた旧制度とは違って、二一世紀の社会に生き

図1 スウェーデンの年金制度改革



21世紀前半のビジョンである「緑の福祉国家」の社会的側面と位置づけられる「新公的年金制度」がいま、国際的に注目されている。1999年施行の新公的年金制度の特徴は「年金受給世代」に優先権を与えていた「旧制度」とは違って、21世紀の社会を生きる「現役世代」に優先権を与えたことである。

る現役世代に優先権を与えていま
す。二〇〇〇年一月から新公的年金
制度による給付が開始されまし
た。新制度への完全な移行は二〇
年かけて段階的に実施されます。
② 参加したくなる「新公的年金
制度」

大澤真理・東京大学経済学部教
授は、二〇〇四年三月二五日に放
映された「NHKスペシャル——
年金③」で、この新制度を次のよ
うにわかり易く説明しておられま
した。

スウェーデンの制度は働き方
のいかんにかかわらずなく、すべ
ての人が同じ条件で同じ一つの
制度（収入に応じて保険料を払
い、払った保険料の総額に応じ
て給付を受け取る単純明快な所
得比例制度）に参加します。た
だし、低所得者のために税金で
もってまかなわれる最低保障制
度があります。

給付水準は現役の手取りの三
八％にすぎません。それでも、
非常に老後の安心が保障されて
いるのは、医療、介護、住宅保
障といったサービス保障が充実
しているから現金支給は多くな

くてもすむのです。現金給付以
外のところで再配分が行なわれ
ていれば、むしろ現金を給付す
る制度は負担と給付のあり方が
非常に単純明快な完全業績主義
であるほうが、皆が払って支え
ようという気になるのではない
かと私は思っています。スウェ
ーデン方式は業績主義的自由
主義的の制度です。アメリカ型は
低所得者に厚いという意味では
実は社会主義的な制度、日本の
制度のあり方も社会主義的の制
度です。

③ 様々なデータが示唆する格差
橋本俊詔著「格差社会 何が問
題なのか」（岩波新書、二〇〇六
年九月発行）には、日本の格差社
会の議論の中にしばしば登場す
る「所得分配不平等度（ジニ係数）
」「貧困率」、「教育における公的支
出」の国際比較の図（図2）が掲
載されています。スウェーデンと
日本が対照的な位置づけになっ
ています。図3～図5も同様な状況
を示しています。

おわりに
橋本俊詔さんによれば、先進工

図2 ジニ係数、貧困率、公的教育支出

表1-2 先進諸国の所得分
配不平等度(ジニ係数)

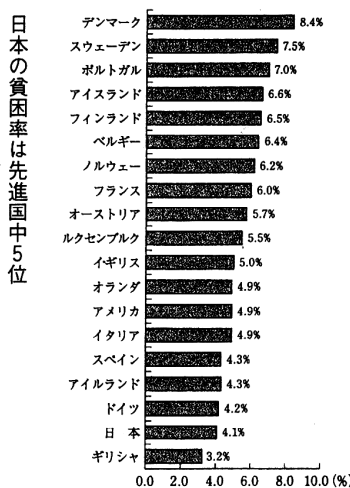
デンマーク	0.225
スウェーデン	0.243
オランダ	0.251
オーストリア	0.252
フィンランド	0.261
ノルウェー	0.261
スイス	0.267
ベルギー	0.272
フランス	0.273
ドイツ	0.277
カナダ	0.301
スペイン	0.303
アイルランド	0.304
オーストラリア	0.305
日本	0.314
イギリス	0.326
ニュージーランド	0.337
アメリカ	0.337
イタリア	0.347
ポルトガル	0.356
OECD 全体 (24 カ国)	0.309

出所：OECD, *Income Distribution and Poverty in OECD Countries in the Second Half of the 1990s*, 2004

表1-4 OECD 諸国の貧困
率(単位：%)

1 メキシコ	20.3
2 アメリカ	17.1
3 トルコ	15.9
4 アイルランド	15.4
5 日本	15.3
6 ポルトガル	13.7
7 ギリシャ	13.5
8 イタリア	12.0
9 オーストラリア	11.9
10 スペイン	11.5
11 イギリス	11.4
12 ニュージーランド	10.4
13 カナダ	10.3
14 ドイツ	10.0
15 オーストリア	9.3
16 ポーランド	8.2
17 ハンガリー	8.1
18 ベルギー	7.8
19 フランス	7.0
20 スイス	6.7
21 フィンランド	6.4
22 ノルウェー	6.3
23 オランダ	6.0
24 スウェーデン	5.3
25 チェコ	4.4
26 デンマーク	4.3
OECD 全体	10.7

注：国につけられた数字
は貧困率の高い順
出所：OECD(2004), 前
出に同じ



教育：初等前教育と初等教育、中等教育、
高等教育、教育への補助的サービスなど。
注：数値は教育支出対GDP(2002ないし2003
年)
米国は機能別分類を9分類(除く環境保護)
出所：OECD, *General government Ac-
counts*, 2003-4

図5-3 教育における公的支出の国際比較

業国のなかで公的部門の社会保障
制度が小規模なのは、日本と米国
で、日米両国は「非福祉国家」の
典型国だそうです。この対極にあ
るのがスウェーデンで、ドイツ、
フランス、英国などEUの主要国
はその中間に位置しています。
ここで注意を要するのは、スウ

(橋本俊詔「格差社会 何が問題なのか」岩波新書 2006年9月)

図3 世界115カ国・地域の男女格差

男女格差の少なさ 日本低迷79位

【ジュネーブ＝大野良祐】世界経済フォーラム(WEF)は21日、世界115カ国・地域の男女格差を調査した報告書を発表した。格差が少なかったのはスウェーデンなど北欧諸国が上位を独占。日本は79位と低迷している。 WEFは、各国政府や国際機関の統計、独自の聞き取り調査をもとに経済・所得や職業的地

位)、教育(就学率の進歩率)、健康(寿命など)、政治(内閣や国会の男女比率など)の4分野のデータを指数化して比べた。ランキングは昨年と異なっていないが、前回は調査対象が約100カ国・地域で調査方法も異なっていたため、前回との比較はしていない。 政治、経済分野の男女格差が少ないスウェーデン、ノルウ

ー、フィンランド、アイスランドが1～4位。日本は健康分野でトップクラスだったが、経済83位、教育88位、政治88位だった。 WEFは、ランキングはそれぞれの国内での経済機会や社会進出の男女差を指数化しており、その国の経済発展レベルは加味していないとしている。このため、経済、教育、健康の3分野で国内男女格差が少なく、点数が高かったフィリピンが総合0位に食い込んだ。

男女格差の少ない国ランキング

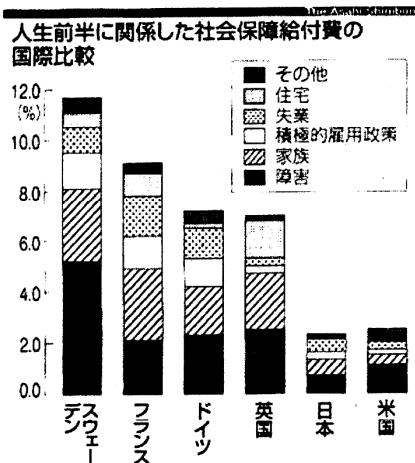
1	スウェーデン	22	米国
2	ノルウェー	49	ロシア
3	フィンランド	63	中国
4	アイスランド	70	フランス
5	ドイツ	79	日本
6	フィリピン	92	韓国
7	ニュージーランド	98	インド
8	デンマーク	115	イエメン
9	英国		
10	アイルランド		

(朝日新聞 2006年11月22日)

エーデンをはじめとする「スカンジナビア三国の福祉」は、日本や米国、他のEU諸国の福祉とは概念を異にし、「すべての国民を対象とし、国民の最低生活を保障するのではなく、一定の生活水準を保障する」というものです。日本や米国、他のEU諸国に比べて、スウェーデンが高水準の「育児サービスや高齢者福祉サービス」などを提供しているのはその具体例です。

スウェーデンと日本は、一見対極にあるように見えますが、それは二〇世紀後半の現実社会への対応の相違によるものです。六〇年代に表面化した「高齢化の急激な波」がスウェーデンの「高齢者福祉」を進展させ、世界が注目する「新公的年金制度」を生み出し、八〇年代に表面化した地球規模の環境問題が「緑の福祉国家」への転換を決めたのです。

図5 人生前半に関係した社会保障給付費



(対GDP比、01年。OECDの資料から主に高齢者関連を除いた。広井氏が作成)

(朝日新聞 2006年7月21日)

図4 男女間賃金格差

男女間賃金格差の国際比較(男性=100)

韓国	62.6
マレーシア	63.0
日本	66.8
シンガポール	72.3
ドイツ	74.0
米国	81.0
英国	82.6
オーストラリア	86.4
フランス	86.6
ノルウェー	86.8
スウェーデン	88.4
フィリピン	96.6

(2007年版「男女共同参画白書」から、日本は正社員の男女比較、他の雇用形態を含む国もある)

(朝日新聞 2007年10月26日)